

# 静岡県男女共同参画センター

## 指定管理者募集要項

令和4年9月

静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課

## 目 次

1	指定管理者制度導入の趣旨	1
2	募集の概要	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	3
4	業務の基準	4
5	利用料金制度	4
6	指定管理料	4
7	募集に関する事項	4
8	申請に関する事項	5
9	審査及び選定に関する事項	8
10	業務の引継ぎ	9
11	その他、事業の適正な実施に関する事項	10
	(別表) 県及び指定管理者のリスク分担表	13

# 静岡県男女共同参画センター指定管理者募集要項

## 1 指定管理者制度導入の趣旨

平成15年6月に地方自治法が一部改正され、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度が創設されました。

静岡県では、静岡県男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理運営にあたり、効果的、効率的で県民本位の施設運営のもとに、センターの有する機能を最大限に発揮し、本県の男女共同参画を推進するため、平成19年4月から指定管理者制度を導入しており、令和5年3月末をもって、その更新時期を迎えます。

そこで、地方自治法第244条の2第3項及び静岡県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、センターの管理運営を行う指定管理者を募集します。

## 2 募集の概要

### （1）管理を行う施設の概要

**ア 名称** 静岡県男女共同参画センター（愛称 あざれあ）

**イ 場所** 静岡市駿河区馬淵1丁目17番1号

### ウ 設置目的

センターは、男女共同参画の推進のため、その拠点となる施設として、静岡市に設置しています。

### エ 沿革等

女性の自主的、積極的な活動や社会的自立を支援し、男女が共に築き、共に担う社会の実現を目指す施設として、平成5年5月に「女性総合センター」が開館しました。

その後、静岡県男女共同参画基本計画の中で男女共同参画推進の拠点として位置付け、平成15年4月から名称を「男女共同参画センター」と変更しました。

### オ 基本理念と機能

センターは、自立、参画、協働を基本理念とし、以下の4つの機能を担っています。

#### （ア）学習・研修・実習

男女共同参画社会実現に向けた学習・啓発、男女の自立と女性の能力開発及び地域・グループにおける人材養成のための学習機会の提供を行う。

#### （イ）調査・研究・情報提供

男女共同参画に関する各種データの収集、分析、調査、研究を行うとともに、県民へ情報提供し、男女共同参画に関する理解と関心を高める。

#### （ウ）相談

女性の自立と積極的社会参加の過程で直面する様々な悩み・問題に対し、援助や情報提供を行う。また、男女共同参画の視点からの男性相談も行う。

#### （エ）交流・協働

個人、グループ、男女共同参画団体等の出会い、学び、啓発、交流・協働の場を提供する。

## カ 施設の構成

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造、地上8階、地下1階

(イ) 敷地面積 3,149.87 m<sup>2</sup> (県有地 2,069.32 m<sup>2</sup>、国有地(占有)641.55 m<sup>2</sup>、J R借地 439 m<sup>2</sup>)

(ウ) 延床面積 本体 8,758.82 m<sup>2</sup> 駐車場等 1,240.04 m<sup>2</sup>

(エ) 概要

区 分		面 積 m <sup>2</sup>	摘 要
事業施設	管理部門	232.3	事務室、企画室、作業室、更衣室
	行政部門	338.1	旧所長室、相談コーナー、展示コーナー、図書室に係る情報コーナー、講師控室
	青少年交流スペース	74.4	事務室、相談室
	県事業実施部門	67.5	事務室
公の施設	貸出部門	2,704.4	特別会議室、大会議室(展示室)、会議室(8室)、研修室(3室)、ホール(大・小)、実習室(2)、茶室、音楽室、団体交流室(2)、こどもの部屋
	開放部門	306.5	図書室
共用部門		4,938.5	ロビー、廊下、階段、トイレ、倉庫、機械室、中央監視室
その他部門		97.1	団体事務室等
本体合計		8,758.8	駐輪場 23.26 m <sup>2</sup> 駐車場 2基 (74台) 1,216.78 m <sup>2</sup>

(オ) 施設の管理区分

区 分		管理区分等
事業施設	管理部門	県及び指定管理者が業務用に使用する。
	行政部門	県が使用する。 例外： ・展示コーナー、講師控室は県事業の使用の妨げにならない範囲で、指定管理者が自ら使用することができる。 ・図書室に係る情報コーナーは指定管理者による情報提供の場として活用をするものとする。
	青少年交流スペース (アンダンテ)	県が使用する(男女共同参画課が教育委員会に対し、使用承認を行う)。 指定管理者は、入居者に対し、光熱水費等の管理費を徴収する。
	県事業実施部門	県が使用する(男女共同参画課が知事部局関係課に対し、使用承認を行う)。 指定管理者は、入居者に対し、光熱水費等の管理費を徴収する。
公の施設	貸出部門	指定管理者が貸出、使用承認、利用料金の徴収等を行う。
	開放部門	指定管理者が施設を運営する。使用承認はなし。
共用部門		指定管理者が維持管理を行う。
その他部門		県が団体等に使用許可を行い、団体等が維持管理を行う。 指定管理者は、入居者に対し、光熱水費等の管理費を徴収する。
備 考		消防防災上の管理の総括は指定管理者が行う。

## キ 開館時間及び休館日

### (ア) 開館時間

開館時間は、条例第5条の規定に基づき、会議室、研修室、ホール、実習室、茶室、音楽室、団体交流室、こどもの部屋については、9時から21時まで（日曜日にあつては、9時から17時まで）、展示室については、9時から17時まで、図書室については、9時から18時まで（日曜日及び土曜日にあつては、9時から17時まで）とします。

ただし、指定管理者は特に必要と認めるときは、知事の承認を得てこれを変更することができます。

### (イ) 休館日

休館日は、条例第6条の規定に基づき、毎月第1日曜日、第3日曜日及び第5日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）とします。

ただし、指定管理者は特に必要と認めるときは、知事の承認を得て、開館し、又は休館することができます。

※ 令和5年度については、現在の指定管理者が提案した開館日（元旦を除く祝日を開館）により施設の使用申請を受け付けておりますので、これを引き継いでいただきます。

## (2) 指定期間

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を予定しています。ただし、指定管理者の指定及び指定期間は、議会の議決を経て、正式に決定されます。

## (3) 指定管理者の選定方法

指定管理者は公募により募集します。申請書類の内容及びヒアリングの結果を審査して指定管理者の候補者を選定します。

## (4) 指定管理者の指定

令和4年12月県議会の議決を経て指定を行います。

## (5) 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理者と細目について協議し、県との間で基本協定を締結します。

また、年度ごとの取り決めが必要となる事項については、年度協定によりその内容を明記します。

## 3 指定管理者が行う業務の範囲

センターにおける指定管理者の業務の範囲は次のとおりです。

### (1) センターを県民の使用に供することに関する業務のうち、次に掲げるもの

ア 開館時間の変更

イ 臨時の開館又は休館の決定

ウ 使用の承認及び条件の付与

エ 使用の不承認（公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合を除く。）

オ 承認の取消し又は使用の制限（公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合を除く。）

- (2) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供を行うこと
- (3) 男女共同参画に関する県民の自主的な活動及び交流を支援すること
- (4) センターの維持管理に関する業務
- (5) その他センターの管理に関する業務

#### 4 業務の基準

業務内容及び管理運営基準については、別添「静岡県男女共同参画センター管理運営業務の基準」によります。

#### 5 利用料金制度

センターの管理運営に当たっては、地方自治法第244条の2の規定に基づく、利用料金制度を導入します。利用料金は、指定管理者が直接収入として収受することができます。この場合、指定管理者は、指定期間内に収受した利用料金（指定期間終了後のセンターの利用に係るものを含む。）に限り、自らの収入とすることができるものとします。

指定管理者は、条例に定める額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を定めることができます。

#### 6 指定管理料

指定管理者は、県が指定管理者に支払う指定管理料のほか利用料金等をもって、センターの管理運営に必要な経費を賄うこととします。

県は、センターの管理運営に必要な経費として、事業計画書において提示のあった金額に基づき、予算の範囲内で年度ごとに指定管理料を支払います。

この場合の指定管理料の額や支払時期、方法その他については協議のうえ決定し、年度別協定で定めます。

ただし、令和5年度の指定管理料の上限額は、91,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とします。

#### 7 募集に関する事項

##### (1) 募集要項の配布

- ア 配布場所 静岡県 暮らし・環境部 県民生活局 男女共同参画課（県庁西館6階）
- イ 配布期間 令和4年9月13日（火）から同年9月21日（水）までの平日  
配布時間：午前8時30分から午後5時15分まで

##### (2) 現地説明会

- ア 日 時 令和4年9月22日（木） 10時00分から（2時間程度）
- イ 場 所 静岡市駿河区馬淵1-17-1  
静岡県男女共同参画センター5階 第3会議室

- ウ 参加人数 各法人（団体）等2名以内
- エ 申込方法 現地説明会参加申込書（様式第6号）に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで、「問合せ先及び申請書類提出先」（12ページに記載）へ9月21日（水）正午までにお申し込みください。
- なお、指定管理者の申請をしようとする場合は、必ずこの説明会に出席してください。

### （3）募集に関する質問

- ア 受付期間 令和4年9月22日（木）から同年9月27日（火）までの平日  
9月27日を除く日：午前8時30分から午後5時15分まで  
9月27日：午前8時30分から正午まで
- イ 送付方法 質問事項を指定管理者募集要項等に関する質問票（様式第7号）に記入のうえ、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで「問合せ先及び申請書類提出先」（12ページに記載）まで受付期間内に送付してください。
- ウ 回答方法 質問者には、令和4年9月29日（木）頃までに、電子メール又はFAXで回答します。
- エ 質問回答の公表 質問及びその回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものと県が認めたものを除き、県ホームページで公表します。
- 県ホームページ (<https://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-030a/4-7.html>)

## 8 申請に関する事項

### （1）申請書類の受付

- ア 受付期間 令和4年9月30日（金）から同年10月5日（水）までの平日
- イ 提出方法 「問合せ先及び申請書類提出先」（12ページに記載）まで郵送又は持参にて提出してください。
- 持参の場合は、平日の下記受付時間  
10月5日を除く日：午前8時30分から午後5時15分まで  
10月5日：午前8時30分から正午まで  
郵送の場合は、書留郵便で10月5日（水）正午必着とします。

### （2）申請資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

なお、次のいずれかに該当する法人等又は次のいずれかに該当する法人等が構成員となっているグループは、申請者となることはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 静岡県から指名停止措置を受けている者
- ウ 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に

掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

- オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成 17 年 6 月改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）
- カ 破産法（平成 16 年法律 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）
- ク 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- ケ 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第 33 条第 1 項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）
- コ 指定管理者選定審査会委員と雇用関係又は資本出資等で関連がある者

### （3）グループでの申請

複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、代表法人等を定めること（他の法人等は、当該グループの構成員として扱います）。

単独で申請した法人等は、グループ申請の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

### （4）申請手続

申請時には、次の書類を提出してください。なお、申請に際して必要となる費用は全て申請者の負担とします。

グループ申請の場合は、ウの書類は構成員となる全ての法人等のものを提出してください。提出部数は原本 1 部、副本 10 部です。



なお、申請書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位としてください。

- ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 申請する法人等に関する書類
  - a 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
  - b 法人にあつては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し（いずれも3ヶ月以内のもの）
  - c 活動実績を証明する書類
    - ・法人の場合は、直近2事業年度における貸借対照表、損益計算書及び営業報告書又はこれらに類する書類
    - ・法人以外の団体の場合は、直近2事業年度における収支決算書及び事業報告書又はこれらに類する書類
  - d 法人等の概要に関する書類（様式第3号）
  - e 欠格条項等に該当しない旨の誓約書（様式第4号）
  - f 役員名簿及び略歴を記載した書類（任意様式）
  - g 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書（直近3年分）
- エ グループ申請の場合のグループに係る書類
  - a グループ申請に係る構成員一覧及び申請手続き等に関する委任状（様式第5号）
  - b 協定書の写し（任意様式）
  - c 印鑑証明書

## （5）留意事項

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- ア 複数の事業計画書を提出した場合
- イ 申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合又は、指定管理者選定審査会委員に個別に接触した場合
- ウ 申請書類に虚偽又は不正があつた場合
- エ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかつた場合
- オ 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- カ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- キ 県が支払う指定管理料について、事業計画書において、6で示している上限額を超える提示をした場合
- ク その他不正行為があつたと県が認めた場合

## （6）申請書類の取扱い

- ア 著作権  
申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、県は、指定管理者制度導入によるセンターの管理運営内容の公表及びその他県が必要と認める場合、優秀者として選定された申請者の申請書類の一部又は全部を無償で使用でき、また、優秀者選定結果の公表に必要な範囲でその他の申請書類の一部を無償で使用できるものとしします。

イ 特許権等

申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとしします。

ウ 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

エ 返却

指定管理者に指定された者以外の申請書類は、希望があれば指定管理者指定手続き終了後、申請者に返却します。なお、返却するのは原本のみです。

## 9 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査及び選定方法

ア 書類審査

提出書類により申請資格の有無等について事務局で審査を行います。

イ 選定審査会による審査

書類審査通過者に対し、指定管理者選定審査会によるヒアリングを行います。

事業計画書に基づき申請者から説明していただきます。説明の後質疑があります。

開催時期（予定） 令和4年10月12日（水）

ウ 優秀者の選定

指定管理者選定審査会で申請書類及びヒアリングの結果により優秀者1者を選定します。

審査会における優秀者の選定結果に基づき、知事が指定管理者の候補者を選定します。

エ 選定結果の通知と公表

選定結果については速やかに申請者に通知するとともに公表します。

### (2) 選定審査会員

指定管理者選定審査会は、下記の委員で構成します。

氏名	所属・役職
犬塚 協太	静岡県公立大学法人 静岡県立大学国際関係学部教授
鈴木 宏和	一般財団法人 静岡経済研究所リサーチアドバイザー
小林 昭子	静岡県消費者団体連盟会長
橋本 裕子	弁護士
高畑 英治	静岡県くらし・環境部長

### (3) 選定基準

指定管理者の選定にあたっては、条例第 15 条に基づき、下記の基準により総合的に判断します。

- ア 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

### (4) 審査項目等

選定基準	審査項目	配点
1 基本要件	①管理運営に関する基本方針が、施設の設置目的や県の基本方針に合致しているか。 ②男女共同参画団体、県民、関係機関等との連携を通じ、男女共同参画の推進が図られるか。	15
2 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること	①男女共同参画団体に対する優先使用に配慮しつつ、利用者、利用団体等が平等に利用できる環境が確保されているか。 ②利用者へのサービス向上が具体的に示されているか。	10
3 センターの効用を最大限に発揮できる事業計画であること	①男女共同参画推進に関する事業について成果が見込まれるか ②男女共同参画の推進に資する自主事業を積極的に提案しているか。 ③利用者増への具体的な取組を提案しているか。 ④利用者満足度の把握や苦情・要望への対応（運営改善への反映）に関する提案は適切か。 ⑤施設の維持管理、修繕等についての計画は妥当なものか。	40
4 管理に係る経費の縮減が図られるものであること	①管理経費縮減の取組は十分なものか。 ②委託料の提案額、収支計画は適切か。	10
5 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること	①施設を継続的・安定的に運営することが可能な財政的基盤はあるか。 ②施設管理に関する技術・経験・実績は十分なものか。 ③センターの管理運営に必要な体制（組織、人員配置、人材育成、業務委託等の妥当性）は十分確保されているか。 ④個人情報の保護、情報公開への対応、危機管理、リスク管理への具体的な対応策は適切か。	25
合計		100

## 10 業務の引継ぎ

### (1) 協定締結前の業務の引継ぎについて

指定管理者候補者として選定された団体は、選定時から翌年度 4 月 1 日の管理開始時までの間、速やかに指定管理者との業務の引継ぎ作業に移ることができるよう、必要な人員や適切な体制の整備をするとともに、現在の指定管理者から一定期間引継ぎを行うものとします。特に、災害時や事故発生時の対応等を含む安全管理体制については、十分留意しながら引継ぎを実施してください。

また、指定期間開始前に申込があった令和5年4月1日以降の施設の利用については、原則として現指定管理者から引き受けるものとします。

なお、指定管理業務の開始日（令和5年4月1日）より前に業務の引き受け等に要した費用は、指定管理者として選定された団体の負担とします。

## （2）指定期間終了等に伴う業務の引継ぎについて

指定期間が終了したとき又は指定が取り消されたときは、センターを指定期間開始時の状態に復して次期指定管理者又は県に引き継いでいただきます。業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎを行っていただくとともに必要なデータ等について提供していただきます。特に、災害時や事故発生時の対応等を含む安全管理体制については、十分留意しながら次期指定管理者又は県と引継ぎを実施してください。

## 11 その他、事業の適正な実施に関する事項等

### （1）外部評価、モニタリングの実施

指定管理者は下記の事業評価、アンケート、有識者の提言等により業務改善に努めてください。

#### ア 事業評価

県は、指定管理者の自己評価書及び事業報告書等に基づき、毎年度、外部評価委員による事業評価を行い、これを基に評価結果を公表します。

また、業務の基準を満たしていないと判断した場合は、指定管理者に対して業務改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、県は、指定期間中でもその指定を取り消すことができます。

なお、県では、指定管理者のモチベーションの向上と一層の経営努力の発揮を目的に、指定期間（4年間）の実績に対する評価の結果が優秀と認められる指定管理者を優遇する仕組みを導入します。

今回の選定を経て指定された指定管理者が、センターの次期指定管理者選定公募（令和9年度予定）に応募する場合、今回の指定期間における実績に対する評価（期間評価）の結果に応じて、次回選定時に加点を行います。

加点の方法は下表のとおりです。

期間評価の結果	左記の目安	次回選定時における 加点割合（上限）
管理実績が特に優秀	評価時総配点の90%以上	選定時総配点の10%以内
管理実績が優秀	評価時総配点の80%以上	選定時総配点の5%以内

#### イ アンケートの実施

指定管理者は施設の利用者に対して年1回以上のアンケートを実施してください。

#### ウ 静岡県男女共同参画会議等の提言の尊重

静岡県男女共同参画会議及び静岡県男女共同参画センター指定管理者外部評価委員会が行う

提言等については、尊重してください。

## (2) リスク管理及び保険加入等に関する事項

### ア リスク分担

- (ア) 基本的に当該リスクの管理者として最適なものがリスクを管理するという考え方にに基づきリスク分担を行います。
- (イ) 指定管理者の業務範囲に関するリスクは指定管理者が負うが、県がリスクを負うべき合理的な理由があるリスクについては県が負うこととします。
- (ウ) 県及び指定管理者のリスク分担は、原則別表のとおりとします。なお、表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は県及び指定管理者が協議の上、リスク分担を決定します。

### イ 事業の継続が困難となった場合における措置

#### (ア) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者がセンターの管理運営を継続できないと判断した場合は、その指定を取り消すことができます。この場合、指定管理者は、協定書で定める違約金を県に支払うほか、県に生じた損害を賠償するものとします。

#### (イ) 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等による場合は、事業の継続について県と指定管理者の間で協議を行い、その結果、事業の継続が困難と判断した場合は、県は、その指定を取り消すことができます。

### ウ 保険加入に関する事項

指定管理者は、利用者等の事故に対応するため、賠償保険、傷害保険等に参加してください。賠償保険に参加する際には、被保険者に「静岡県」も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにしてください。

## (3) 公租公課の取扱い

消費税及び地方消費税、事業所税、法人住民税等の公租公課については、すべて指定管理者として指定された団体の負担とします。

## (4) センター占有団体等の取扱い

現在、行政財産使用許可により静岡県地域女性団体連絡協議会、行政財産の使用承認により青少年交流スペース「アンダンテ」及び県事業実施部門が常駐しています。

各団体等は、引続き知事の権限に基づき常駐等の判断を行うとともにそれに係る手続きは県が行いますが、これらの団体に係る管理関係経費については、指定管理者に徴収していただきます。

## (5) 法令等の遵守

管理運営業務を行うに当たっては、次に例示する法令等その他センターの管理運営を行う上で必要な法令等を遵守していただきます。

- ア 地方自治法、同法施行令
- イ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法その他の労働関係法規
- ウ 男女共同参画社会基本法
- エ 静岡県男女共同参画推進条例
- オ 静岡県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例、同施行規則
- カ 消防法、水道法その他の施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- キ 静岡県個人情報保護条例
- ク その他関係法令

#### (6) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、静岡県個人情報保護条例(平成14年10月25日条例第58号)第10条第2項の規定に基づき、管理上知り得た個人情報を適切に保護する必要があります。

指定管理業務に従事している者及び従事していた者は、センターの指定管理業務を実施するにあたり知り得た個人情報の内容について、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。

#### (7) 環境に配慮した取組

指定管理者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、静岡県が定める実行計画に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めていただくとともに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づいて行う年間エネルギー使用量の報告など、必要な事務を行っていただきます。

また、環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を図ることや施設の利用者に対して環境の保全に関する情報提供に努めることとします。

#### 【問合せ先及び申請書類提出先】

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号(県庁西館6階)

静岡県くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課

担当：櫻井

電話 054-221-3122 FAX 054-221-2941

メール danjyo@pref.shizuoka.lg.jp

別表 県及び指定管理者のリスク分担表

リスク項目	リスクの内容	県	指定管理者
法令変更	指定管理者の管理業務に関する法令変更		○
	施設・設備等に関する法令変更	○	
税制変更	税制変更による納税額の増加。ただし、管理業務の継続に著しい影響を及ぼす場合は別途協議による		○
政治、行政上の理由による事業変更	行政上の理由（施策方針の変更等）により管理業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合における経費等の増加	○	
経済変動	物価変動、金利変動による経費の増加。ただし、変動が著しい場合は別途協議による		○
施設・設備等の修繕	管理上の瑕疵による施設・設備等の損傷等		○
	施設・設備等の瑕疵による損傷等	○	
	第三者の行為、経年劣化等による施設・設備等の損傷等で小規模なもの（1件30万円（税込）未満）		○
	第三者の行為、経年劣化等による施設・設備等の損傷等で大規模なもの（1件30万円（税込）以上）	○	
施設等の更新等	施設・設備等の増設、改築、更新等	○	
利用者・第三者への損害賠償	管理上の瑕疵による利用者等への損害賠償		○
	施設・設備等の瑕疵による利用者等への損害賠償	○	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備等の利用休止		○
	施設・設備等の瑕疵による利用休止	○	
書類の誤り	指定管理者が作成する書類の誤りによる損害		○
	仕様書等、県が作成する書類の誤りによる損害	○	
情報管理	管理上の瑕疵による情報漏えい		○
事業終了時の対応	指定管理期間終了時、又は期間途中での終了時の事業者撤収、原状回復及び引継ぎに係る費用		○
不可抗力	自然災害等の県、指定管理者のいずれにも帰責事由がない不可抗力による経費等の増加	○	
周辺住民・施設利用者への対応	施設の管理運営に対する周辺住民及び施設利用者からの要望、苦情等への対応		○

本表に定める事項で疑義があるもの、又は本表に定めのないものについては、別途、県と指定管理者とが協議の上、決定するものとする。